

「陸上自衛隊久留米駐屯地における展示即売店の設置
及び経営」募集要領

陸上自衛隊久留米駐屯地業務隊

募 集 要 領

1 概 要

陸上自衛隊久留米駐屯地において、隊員、来庁者等の利便性を確保するため、展示即売店の設置及び経営の業者を以下に記載する諸条件に従い募集いたします。

2 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省との契約等から排除する要請があり、当該状態が継続している者及び排除要請があった暴力団関係者を下請等として使用していないこと。

3 設置施設の所在地及び名称

福岡県久留米市国分町100

陸上自衛隊久留米駐屯地

4 募集要領・仕様書説明会・現場説明会

本説明会に参加されない業者の方は、公募に参加できません。なお、令和7年度実施業者についてはこの限りではありません。

(1) 募集要領・仕様書説明会

ア 日時：令和7年10月15日（水）14時00分～

イ 場所：陸上自衛隊久留米駐屯地業務隊会議室（128号庁舎2階）予定

ウ 携行品：募集要領、仕様書

(2) 現場説明会

ア 日時：募集要領・仕様書説明会日（説明会終了後）

イ 場所：陸上自衛隊久留米駐屯地業務隊会議室（予定）及び現地

※参加希望者（各業者2名以内）は、令和7年10月14日（火）17時00分までに会社名、氏名、連絡先をご連絡下さい。

電 話0942（43）5391代（内線765・769）

久留米駐屯地業務隊厚生科共済班 宮原・島村

5 設置条件

(1) 設置方法

国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可

(2) 業 種

原則として常設売店と競合する商品以外の自衛隊訓練用品、スポーツ用品、キャンプ用品、家庭用災害備蓄品、メガネ、栄養食品、食品（和洋菓子、果物、野菜等）、寝具、化粧品、娯楽用品、便利グッズなど。不明な場合はお問い合わせください。

(3) 店舗数

ア 厚生センター1F（屋内）の使用可能日（「展示即売店出店希望表（別紙様式第4）」を参照）で、各日4区画以内

（1区画6㎡、2区画以上又は全区画使用も可とする。）

※ 店舗位置については、展示即売会を開催の都度担当者が指示する。

イ 厚生センター駐車場（屋外）の使用可能日（「展示即売店出店希望表（別紙様式第4）」を参照）で、各日1区画

(4) その他

別添仕様書のとおり。

6 応募手続等

(1) 申請書等の提出

設置を希望する者は、アの書類を期限までに提出持参すること。なお、提出された書類は返却しない。

ア 提出書類

(ア) 申請書1部（別紙様式第1）

(イ) 企画提案書3部（別紙様式第2）

次の事項について、必ず記載すること。

- ① 主な販売予定商品・販売価格表（別紙様式第3）
- ② 従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置
- ③ 省エネルギー・環境対策、ゴミ・廃棄物の処分方法
- ④ 衛生管理方法
- ⑤ クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法
- ⑥ 陸上自衛隊における営業方針
- ⑦ 会社概要
- ⑧ その他のアピールポイント
- ⑨ 年間の展示即売店出店要望表（別紙様式第4）

(ウ) 企画提案書付属書類3部

販売商品カタログ、その他企画提案書の具体的資料等（日本工業規格A4）

(エ) その他関係書類各1部

公募に参加する者に必要な資格を確認するため、以下の関係書類を併せて提出すること（関係書類の不備または参加資格がないと判断された場合は、企画提案書の審査は行わず無効とする。）。

- ① 業務確約書（別紙様式第5）
- ② 戸籍抄本（法人である業者にあつては、登記簿謄本）
- ③ 営業経歴書、財務諸表（直近のもの）
- ④ 直近の法人税又は所得税に関する納税証明書
- ⑤ 会社概要（任意様式、パンフレット可）
- ⑥ 印鑑証明書
- ⑦ 都道府県知事等の発行した営業許可証の写し（必要な物のみ）
- ⑧ 誓約書（別紙様式第6）

注：防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）を有する者に限り、「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）」の写しを、②、③及び④に定める書類に代

えることができる。

イ 提出先

〒839-8504

福岡県久留米市国分町100

久留米駐屯地業務隊厚生科（担当：宮原・島村）

電話0942（43）5391(代) 内線765・769

ウ 提出期限

令和7年10月31日（金）17時00分まで必着

(2) 応募者の失格

次のいずれかに該当する行為があった場合は、失格とする。

ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

イ 提出書類等が募集要領に記載されている事項を満たさない場合

ウ 提出書類等に虚偽の記載があった場合

エ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

オ 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省との契約等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している場合

カ その他、違反と認められる場合

(3) 提案修正の禁止

提出期限後の提案書類の変更（修正、差し替え、削除、追加）を禁止する。

7 選考の方法

提出された企画提案書等に基づき、書類選考による総合的審査の上、展示即売会実施可能業者を決定する。ただし、決定業者に辞退や失格等があったときは、次点のものとする場合がある。

なお、必要に応じて見本審査又はプレゼンテーションを実施する場合もあるが、その日程等については別途通知する。

また、企画提案内容及び実施能力等が同等と判断され、審査により決しない場合には、抽選を行い決定する。

出店日等については、展示即売会実施可能業者の年間出店要望日とする。ただし、使用可能日のみとし使用可能区画数を超過する場合は、抽選により決定する。

8 決定日等

(1) 決定日

令和7年11月7日（金）予定

電話及び郵送等により、実施可能業者に決定した業者にのみ通知する。

(2) 決定業者説明会（年間の出店日及び区画数の抽選及び決定を含む。）

令和7年11月13日（木）15時00分

陸上自衛隊久留米駐屯地業務隊会議室（128号庁舎2階）予定

9 業者決定後の提出書類

展示即売店の設置及び経営の業者として決定された者は、(1)の書類を期限までに提出すること。

- (1) 提出書類（別途通知）
国有財産（防衛省行政財産）使用許可申請書、誓約書、役員名簿
- (2) 提出先
〒839-8504
福岡県久留米市国分町100
陸上自衛隊久留米駐屯地業務隊厚生科（担当：宮原・島村）
電話0942（43）5391代 内線765
- (3) 提出期限
令和7年11月13日（木）15時00分まで必着

10 その他

- (1) 出店要望日に沿うことができない場合がありますので、ご了承下さい。
- (2) 各月の出店日等の調整要領については、仕様書のとおり。

別紙様式第1

申 請 書

令和 年 月 日

陸上自衛隊

久留米駐屯地業務隊長 殿

本社（店）所在地

商号又は名称

代表者の氏名

印

法人・個人の別

法人・個人

担当者氏名：

電 話：

F A X：

メールアドレス：

陸上自衛隊久留米駐屯地において、展示即売店を設置し、経営を行うことについて希望するので申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

(申請を行う業種)

設置業種	
------	--

※商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印は登録印を使用してください。

企 画 提 案 書

会 社 名 :

設置業種 :

① 主な販売予定商品・販売価格表（別紙様式第3）
② 従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置（200字基準）
③ 省エネルギー・環境対策、ゴミ・廃棄物の処分方法（200字基準）
④ 衛生管理方法（200字基準）

⑤ クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法
(200字基準)

⑥ 陸上自衛隊における営業方針・実績等 (200字基準)

⑦ 会社概要

- (1) 本社所在地
- (2) 設立年月日
- (3) 資本金
- (4) 社員数
- (5) 店舗数
- (6) 売上高

⑧ その他のアピールポイント (200字基準)

⑨ 展示即売店出店要望表 (別紙様式第4)

展示即売店出店希望表

1 厚生センター1F（屋内）

1日当たりの使用希望区画数	区画
（1区画：2m×3m＝6㎡、4区画まで）	㎡

※区画は付紙第1参照

2 厚生センター駐車場（屋外）

1日当たりの使用希望区画数	1 区画
（1区画：5m×6m＝30㎡）	30 ㎡

※区画は付紙第2参照

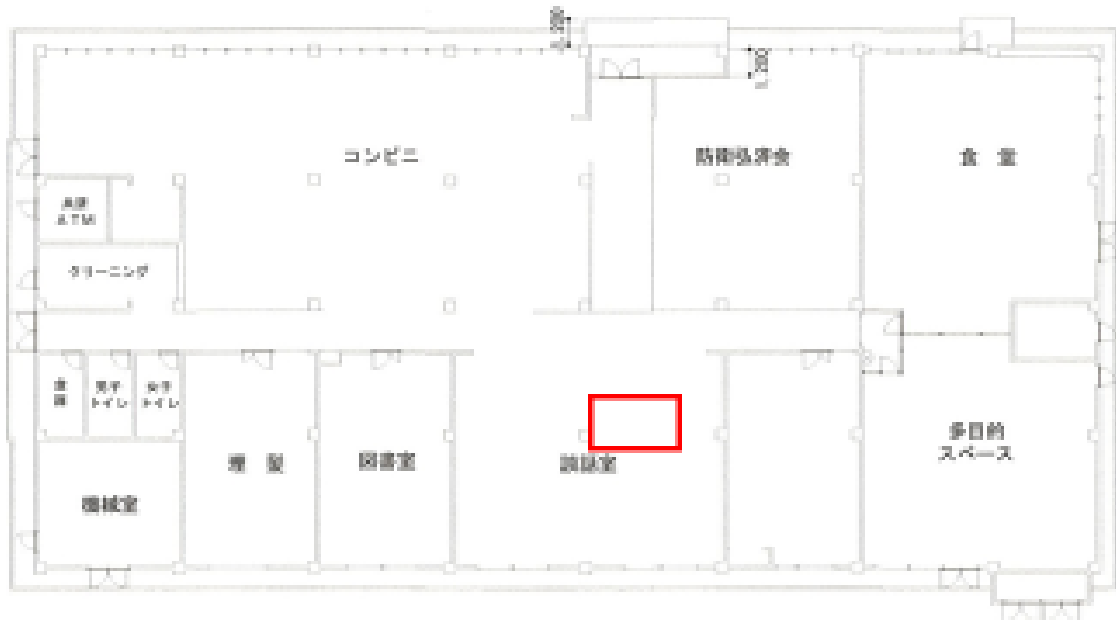
3 出店希望（各月の日数を記入）

月	日数	月	日数	月	日数	月	日数
4		7		10		1	
5		8		11		2	
6		9		12		3	
小計		小計		小計		小計	
						計	

※使用日については、使用しようとする月の前月20日までに担当者と調整するものとする。ただし、その日が国民の祝日、日曜日又は訓練その他の事情により当該調整を行うことが妥当でないと官側が定めた日（以下「休日」という。）である場合には、その前において直近の休日でない日までに担当者^{と調整するものとする。}

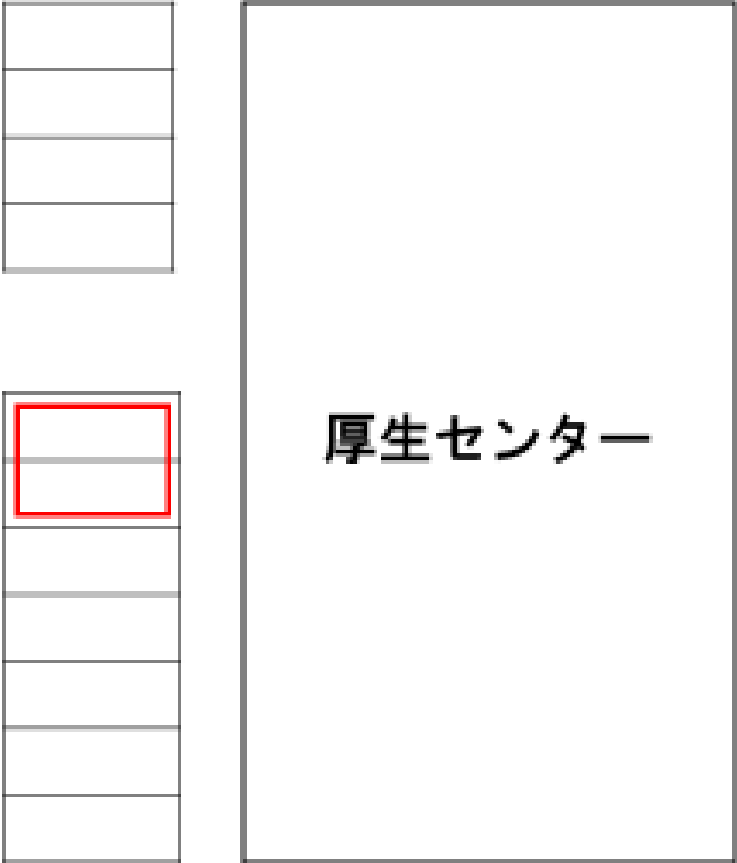
久留米駐屯地展示即売店配置図 厚生センター（屋内）

1区画 $2\text{m} \times 3\text{m} = 6\text{m}^2$ （4区画 24m^2 ）



久留米駐屯地展示即売店配置図
厚生センター（屋外）

1区画 5m×6m=30㎡（1区画）



業 務 確 約 書

令和 年 月 日

陸上自衛隊

久留米駐屯地業務隊長 殿

「陸上自衛隊久留米駐屯地における展示即売店の設置及び経営の業務」の応募に関し、仕様書に定める業務を適正に履行できることを確約致します。

本社（店）所在地

商号又は名称

代表者の氏名

印

法人・個人の別

法人・個人

担当者氏名：

電 話：

F A X：

※商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印は登録印を使用してください。

誓 約 書

- 私
- 当社

は、下記第1項に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付又は使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記第2項に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記第3項の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記第1項に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 契約の相手方として不適当な者
 - (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
なお、役員等に変更があった場合は、速やかに変更後の役員名簿を提出します。
- 2 公序良俗に反する使用等
暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団

体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

(1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（注1）、政治活動標ぼうゴロ（注2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。

(2) 前号による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

注1：社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

注2：政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

陸上自衛隊

久留米駐屯地業務隊長 殿

年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称

印

